

令和7年度第1回青梅市地域共生社会推進審議会

議 事 要 旨

1 開催日時

令和7年5月30日（金） 14:30～16:27

2 開催場所

議会棟3階大会議室

3 出席者（委員11名）

（委員）

山下委員、杉田委員（オンライン）、高橋委員、井原委員（オンライン）、中村委員、土岐委員、木村委員、林委員、三ツ木委員、島田委員、江成委員

（事務局）

杉山健康福祉部長、青木こども家庭部長、野村企画政策課長、大串市民安全課長、梶防災課長、芥川市民活動推進課長、斎藤地域福祉課長、佐々木生活福祉課長、山崎介護保険課長、大越高齢者支援課長、北村障がい者福祉課長、小林健康課長、江川健康福祉部主幹、濱野子育て応援課長、中村こども家庭センター所長、福島住宅課長、山田学務課長、小林介護保険課介護保険管理係長、内藤高齢者支援課包括支援係長、加藤高齢者支援課主査、宮崎障がい者福祉課庶務係長、岡崎子育て応援課子育て推進係長、川島地域福祉課庶務係長、藤原地域福祉課福祉政策担当主査、内山地域福祉課福祉政策担当主査、地域福祉コーディネーター（社会福祉法人青梅市社会福祉協議会および一般社団法人うえるびー）

4 次第

1 開会

2 委嘱状の交付

3 あいさつ（市長）

4 自己紹介および会長・副会長の選任について・・・【資料①②】

資料①青梅市地域共生社会推進審議会傍聴規程（案）は承認された。

会長に山下委員、副会長に杉田委員が就任した。

5 報告事項

（1）当審議会について【資料③】

資料③にもとづき事務局より説明を行った。

（2）地域福祉総合計画およびこども計画について【資料④⑤】

資料④および⑤にもとづき事務局より計画の説明を行った。

（3）令和7年度における地域福祉コーディネーターの体制について【資料⑥】

資料⑥にもとづき事務局より説明を行った。

会長	（1）当会議体について、（2）地域福祉総合計画およびこども計画について、（3）令和7年度における地域福祉コーディネーターの体制について、事務局より説明があった。かなり
----	---

うえるびー	膨大な説明であったが、何か質問事項や詳細を確認したい部分があれば、挙手をお願いしたい。(挙手なし)。ないようであれば、私から質問したい。新しい委員もいるため、今年度2か月ほどの地域福祉コーディネーターの具体的な活動内容を伺いたい。 まだ2か月ではあるが多様な相談が寄せられている。最近では、居住環境が悪化している独居高齢者についての相談もあり、民生委員・児童委員とともに訪問した。今後の居住継続を含め、本人の意向を確認しながら支援策を検討中だ。また、ごみ屋敷などで地域から孤立しかけている方の相談も受けている。相談に来られる方は様々な悩みなどを抱えているが、気軽に立ち寄って相談してもらうことで、これらの相談を通じて孤立を防ぎ、状況によってアウトリーチ支援等にもつなげていきたいと考えている。 「ikippa」(いきっぱ)という名称で河辺駅前に事務所を開設したが、この場所は相談場所としての機能のほか、市民のフリースペースとして活用したいと考えている。こどもたちには勉強や権利擁護等の機会を提供し活用していただくほか、高齢者のためのパソコン教室など多様な経験を提供することを目指している。また、民生委員・児童委員から勉強会を開催したいとの希望もあり、幅広い利用の機会を広げていきながら、あらゆる相談ニーズの掘り起こしにもつなげていきたいと考えている。
社会福祉協議会	相談支援については、うえるびーと同様に毎月一回、市民センターに出張し、福祉相談会を開催している。個別支援の事例としては、二人暮らしをしていた障がいのある兄妹の一方が介護に疲れて家出したケースがある。この結果、残された方が一人では生活できず近隣住民に助けを求め、地域福祉コーディネーターにつながった。この方は障害者手帳や病名がなく公的サービスが利用できないため、周囲の関係機関と協力しつつ、その人の居場所であったり今後の生活について本人の意思を確認しながら支援策を検討している。また、親族とも数十年ぶりに連絡を取り、話をさせていただいている状況だ。 細かな相談としては近隣トラブルが多く見受けられるが、おそらくどこにも相談できずに抱えられていた困りごとなどを地域福祉コーディネーターが聞くことができ、支援にもつながっていると感じている。
会長	地域福祉コーディネーターの活動においては様々なケースがあるが、その具体的な様子が少し見えてきたのではないだろうか。他にも何か御意見・御質問等はあるだろうか。
委員	地域福祉コーディネーターの存在や活動内容について理解したところだが、自治会の回覧板や広報を通じて市民に周知し、地域福祉コーディネーターと市民をつなげる仕組みなどは行われているのだろうか。
事務局	広報おうめの4月1日号において、うえるびーを含む新体制についてお知らせさせていただいた。また、市民センターにおける相談窓口の開設については、地域福祉総合計画にも掲げている施策であるが、「ふらっと相談室しゃべルーム」といった名称での福祉相談会を毎月市民センターで開催しており、その開催日等の情報は毎月広報おうめやホームページにて周知させていただいている。
委員	開催状況について自治会回覧板において周知するなどの対応は行われたのか。
社会福祉協議会	昨年度は、市民センターの協力を得て、いくつかの場所で回覧板を回させていただいた。
会長	今後、審議会で具体的な事例を報告していただく際は、事前に資料をいただき内容を確認するものよいかもしれないと感じた。

(4) 民生委員・児童委員の日 活動強化週間について(委員より説明)

委員	毎年5月12日は民生児童委員の日とされ、全国で市町村単位のPR活動が行われている。今年も青梅市民生児童委員合同協議会では、市長を1日民生委員として迎え、庁舎1階ロビーで広報活動を実施した。また、青梅市の民生児童委員協議会は6つの地区に分かれており、それぞれの活動内容をポスターでまとめ、ロビーに展示コーナーを設置した。市長による庁舎玄関前でのティッシュ配布については来庁者が少なく、PR効果が薄いため、今後はより人が集まるイベントにあわせた活動を検討している。展示コーナーでは各地区の特色ある活動が紹介され、来場者にその魅力を伝えることができたと思われる。
会長	6月1日のおうめ健康まつりにあわせて「市長による1日民生委員」の広報活動を行えば、集客力がありアピールにつながると思う。以前、自治会長をした時に民生委員を推薦してほしいと言われた経験があり、民生委員児童委員の成り手不足は多くの地域で問題になっていると感じる。民生委員児童委員は、こどものいる家庭や高齢者、貧困問題などに関わる重要な役割を担っている。
委員	全国的にも民生委員児童委員の成り手が少ないと聞いているが、青梅市は足りているのだろうか。
委員	今年の11月に改選期を迎えるが、現在定員150名に対して10数名の欠員がある。これまでは主に自治会員の協力を得てきたが、PTAや高齢者クラブ、消防団など幅広いネットワークからも協力を得ることで、数期にわたって欠員を出さずに済んでいた。今後もさらに様々な団体に協力を求め、活動内容をしっかり伝えることで人員を確保したいと考えている。
委員	日頃から広報活動などをされている中、加えておうめ健康まつりなど、多くの人が集まるイベントでPR活動を行い、市民に直接声をかけてスカウトするといった積極的な勧誘方法についてはいかがだろうか。例えば、興味はあるが自分には難しいと感じる方や適格かどうかかわからない方に直接説明することで、効果的なPRができるのではないだろうか。
委員	アドバイスをいただきありがたい。多くの人が集まる機会を利用して、民生委員児童委員の存在や活動を知ってもらい、興味を持っている方々にアプローチしていきたい。実際に昨年度も活動について熱心に質問された方がいたので、今年度の改選時にあらためてその方にも声がけをしたいと考えている。ただし、子どもから高齢者まで偏りなく活動することが重要なので、その点を含めて対応できる方を増やせるよう努めている。
会長	同じような悩みを抱えているだろう、西多摩地区保護司会青梅分区長の委員より、「社会を明るくする運動」に関してお話を伺いたいと考えているが、その際、それにまつわる悩み等についても詳しく説明いただけるとありがたい。

(5) 社会を明るくする運動について（委員より説明）

委員	御指摘の通り、保護司も民生委員児童委員に近いようなところで活動しており、似たような悩みを抱えている。 保護司の活動は、犯罪や非行に陥った人々の更生を支援することだ。現在の社会情勢は依然として厳しいが、「皆が顔見知りの街、誰もがそこに居場所があり安心して暮らせる地域」といった地域共生を目指している中、犯罪を犯したが地域に戻ってくる際に、地域に馴染めず、居場所や仕事を見つけづらい状況が再犯につながることも少なくない。居場所がない人々の再犯率は大きく上がってしまうため、地域全体で彼らを受け入れ、立ち直りの機会となるよう支援し、再犯を防ぐことが重要だ。このように、地域が協力連携して犯罪を未然に防ぎ、安心安全な街づくりを推進することが活動の趣旨である。
----	---

	保護司制度は今年で発足 7 5 年を迎えるが、未だに広く周知されていないことが課題のひとつだ。法務省主導の全国的な取組として毎年 7 月は強調月間に設定されており、「社会を明るくする運動」として大勢待市長が推進委員長となって市内 2 4 団体が活動に参加する。現在においては、中学生でも気付かぬうちに犯罪に巻き込まれることがあるため、学校の先生方の協力を得て、市内中学校の全生徒にグッズを配布し、啓発活動を行っている。イベント詳細としては、7 月 1 日に市役所で市長によるセレモニーを実施後、市内のスーパーなど 5 か所で各地域管轄の中学生によってリーフレットやティッシュを配布してもらう予定だ。 また、1 1 月頃までは各地域でミニ集会を開催したり、市でや関係団体が主催する行事や会議等にも参加して活動の趣旨を説明し、啓発活動を行う。地道な取組ではあるが、最近では少しずつ認知が広がり、根付いてきていると感じている。 なお、イベントセレモニーについてはどなたでも参加可能であるので、お時間のある方はぜひ御協力をお願いしたい。
委員	保護司に定年はあるのだろうか。
委員	定年は 7 6 歳となっているが、最大 2 年間の延長が可能だ。 昨年に痛ましい事件の影響で、危険があるという懸念から保護司の成り手が減っている。西多摩地区では、現在も自薦ではなく他薦で保護司を選んでおり、かつては 6 5 歳までとう年齢制限があったが、人生 1 0 0 年時代を考慮して初年度の年齢制限がなくなり、定年の 1 年前からでも保護司として活動可能になった。
副会長	重要な活動に直接かかわれていないことを申し訳なく思うが、せめて身近にいる学生や若者に、こうした大切な活動を担っている人たちの存在を伝え続けていきたい。
委員	自身も学生たちにこども食堂等の地域が担う活動について話すが、かつて期待されていた地域にいる様々なエネルギーを持った人たちによってつながりが保たれているといった地域へのイメージは変わりつつある。高齢者問題の深刻化や地域によっては子育て家庭自身が少数派になるなど、状況は大きく変化している。地域に期待するだけでなく、地域を自ら耕し活性化させる活動が必要だと感じている。行政を含めて、この地域福祉総合計画を通して地域にどれだけ貢献できるかを考えていきたい。
委員	先程の説明から、地域福祉コーディネーターの活動は、高齢者や障がい者、介護が必要な人だけでなく、一般的に子育て中の人でも利用できると理解した。しかし、子育て世代にその情報がほとんど伝わっていないと感じる。若い世代は広報を見なかったり、自治会に加入していなかったりするため回覧板からの情報も得られないので、SNSなどを活用した情報発信を強化してほしい。 また、民生委員児童委員については年配の方が多い印象があるので、若い世代でも参加できる方法を模索し、より幅広い人たちが関われるようになると良いのではないだろうか。 民生委員児童委員の活動に若い世代が参加するためには、情報の周知と発信方法を現代に合わせる必要があると感じる。自分たちにもできる活動だと思う一方で、年配の参加者が多いために若い世代は関われなかったのではと躊躇してしまうのではないかと考える。
委員	自分は話を聞くまで民生委員や保護司について多くの情報を知らず、遠い存在だと感じていた。特に民生委員児童委員についてはほとんど無知であった。先程の委員の御指摘と同様、現行でおこなっている活動に加え、SNSをもっと有効的に活用すべきだと思う。ティッシュ等を現物配布するだけでは限られた人にしか情報が伝わらないので、より活動を広めるためのアプローチも必要だと感じている。また、こうした活動がすべてボランティアで行われていることにも驚いた。この制度は、余裕があった時代に社会貢献を望む人々に向けて作ら

委員	れたのかもしれないが、ボランティア活動においては、報酬や仕事とは異なるやりがいを感じられるような改革が必要だとも感じた。 御指摘のとおり、この活動は歴史があり、余裕があった時代、多くの人々が社会貢献を求めてボランティアに参加していた時期に作られたものである。現代においては、定年後や離職後に新たなやりがいや社会との接点を求める人々が参加できる仕組み、また公募制にするなどの変化が必要であると考えている。
委員	若い働き世代にとっては、仕事は主に収入を得る手段だ。民生委員児童委員を務めた際、時間に制限がないため予想以上に活動が過酷であり、強いボランティア精神がなければ続けるのが困難だと感じた記憶がある。その後、老人クラブに参加し、現在は高齢者クラブの会長を務めているが、最近は高齢者の間でもライフスタイルが二極化していると感じている。そうした地域内で情報活用やイベント参加の意欲に差がある現状を改善し、消極的な人々を巻き込んでいきたいと考えている。そういった地域共生社会の実現に向けては「縦割り」を避け、地域共生社会推進審議会などで異なる立場の人々が意見を交わし、互いの意見を補い合うことで、より包括的な社会を目指したいと考えている。
会長	民生委員児童委員や保護司による活動の重要性を効果的に伝えるための周知方法を改めて考える必要があるように思う。広報や回覧板、SNSやYouTubeなど、どの手段を使っても情報が届かない場合があるため、この現状を考慮した上でどういった工夫が必要なのかを考え、人々に少しでも理解してもらうことが求められるのではないだろうか。

6 協議事項

今年度の年間スケジュール案について【資料⑦】

資料③にもとづき事務局より説明を行った。

会長	年間スケジュールが提示されたので、委員の皆様には予定を調整いただきたい。 昨年度は座談会を5地区で開催した。開催地以外の地区では参加意識が低かった。そういった意味では、昨年開催されていない残りの地区で新たに住民座談会を行うことが重要で、その地区に住んでいるからこそ参加するという人がいるのではないかと。今年度委員となった皆様にも御参加をお願いしたい。具体的な地区と日程の調整は事務局が行うと思うが、委員の皆さんのスケジュールに合わせることは可能だろうか。
事務局	昨年度も事務局より御提案した後に調整させていただいた。今年度も可能な限り調整させていただきたい。
会長	本日伺った御意見をもとに、次回事務局から計画案を提示していただく。皆様にはその計画に合わせて調整をお願いしたい。
事務局	次回第2回は8月14日に開催予定となる。8月はお盆時期での開催となり、御多用のところ大変恐縮だが、御出席をお願いさせていただきたい。また、出欠確認やオンライン参加については、後日改めて御案内させていただく。なお、欠席される方もいらっしゃるだろうが、次回は地域福祉総合計画の進ちょく状況をお示しする予定となっているため、できるだけ早めに事前資料を送付させていただく。資料お目通しの上御意見等があれば事務局までお寄せいただきたい。 また、(2) その他 についてであるが、本日オンラインで参加された委員の方々には、委任状と併せて書類を送付するので、御確認の上御返送をお願いしたい。
会長	本日は長時間に渡り熱心に御討議いただいた。委員から御意見等あったものについては、

	事務局にて調整をお願いしたい。それでは、これにて第1回地域共生社会推進審議会を散会とする。
--	---

以 上